

# 令和8年度とくしま香酸かんきつ増産プラン実証事業 委託業務仕様書

## 1 目的

急増する国内外の需要に対し、深刻な生産量不足が生じている香酸かんきつの安定供給を実現するため、農業者、民間企業、大学等、あらゆる分野から課題解決に繋がるアイデアを公募・実証し、徳島県ならではの増産モデルを構築するとともに、県内産地への横展開に取り組む。

## 2 業務名（事業名）

令和8年度とくしま香酸かんきつ増産プラン実証事業委託業務

## 3 委託期間（契約期間）

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

## 4 委託する業務の内容

実証計画の立案と実施

香酸かんきつの増産につながる取組を計画、実施すること。

（例）ア 収穫作業や管理作業の省力化につながる樹形の導入

イ 気候変動に適応した新品種の導入

ウ 新規就農者に向けた栽培マニュアルの作成

エ 収穫人材の確保につながる取組 等

## 5 委託料・業務対象経費

プロポーザルの成績上位者（最大5者程度）に対して、最大2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）で実証業務を委託する。なお、実際の契約金額は、プロポーザルの順位及び提案内容の規模・実効性を考慮し、県との協議の上で決定するものとする。

### （1）対象となる経費

ア 事業実施に必要な経費として、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

### （2）対象とならない経費

ア 機械等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金等によりすでに支弁されている経費

エ その他事業との関連が認められない経費

### （3）委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算根拠を明確にすること。

## 6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて記録写真を含めた事業全体の報告書や成果物を速やかに提出すること。記録写真等については、データ形式で納品すること。

### （1）提出先

徳島県農林水産部生産流通課

## 7 その他留意事項

- (1) 当委託業務において作成された提案書、報告書等の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及びその他一切の知的財産権は、事業実施報告書の引渡しと同時に徳島県に無償で譲渡されるものとする。
- (2) 当委託業務において実証を行った香酸かんきつの増産に係るアイデア・提案内容について、県、県内の農業者、農業協同組合等の関係機関に対して無償で提供・公開し、実際の営農指導やマニュアル化、各種媒体（Webサイト、パンフレット等）への掲載など、自由に二次利用できるものとする。
- (3) 受託者は、徳島県及び徳島県が指定する第三者に対して、アイデア・提案内容に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、提案内容に第三者の有する著作権、特許権、実用新案権等の知的財産権が含まれる場合、徳島県及び関係機関が当該アイデアを実施・二次利用するにあたり権利侵害が生じないように、あらかじめ自身の責任と負担において必要な許諾を得るなど、適切な権利処理を行うこと。
- (5) 当委託業務により実証したアイデアを周知するため、マニュアルの作成や視察の受け入れについて協力を行うこと。
- (6) 金銭出納簿等の会計関係帳簿類をはじめとする、当委託業務の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存し、徳島県からの請求があった場合、速やかに提出すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。
- (8) 委託者である徳島県は、業務実施中に随時報告を求めることができるものとする。